

桐生市男女共同参画計画 (令和8年度～令和12年度版)

【概要版】



基本理念

全ての個人が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる **男女共同参画社会の実現** を目指します。

計画の趣旨

平成 11 年(1999 年)6 月、全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これを受けて桐生市では、平成 12 年(2000 年)に「桐生ジェンダー・フリープラン 21」を策定し、その後、計画名を「桐生市男女共同参画計画」と改め、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、依然として多くの課題が残っている状況を踏まえ、社会の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、施策等を再整理し、「桐生市男女共同参画計画(令和 8 年度～令和 12 年度版)」を策定しました。

計画の性格

- ◆ 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「第 6 次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画(第 6 次)」を勘案し、桐生市男女共同参画推進協議会や桐生市男女共同参画庁内推進会議における協議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定しています。
- ◆ 基本目標Ⅱの項目は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の第 6 条第 2 項に規定される市町村推進計画として位置付けています。
- ◆ 基本目標Ⅲ 施策の方向 1 の項目は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」の第 2 条の 3 第 3 項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆ 基本目標Ⅲ 施策の方向 4 の項目は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」の第 8 条第 3 項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆ 本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市の関連計画との整合性を持つものです。

計画の期間

令和 8 年(2026 年)度から令和 12 年(2030 年)度までの 5 年間とします。
計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

桐生市の現状と課題

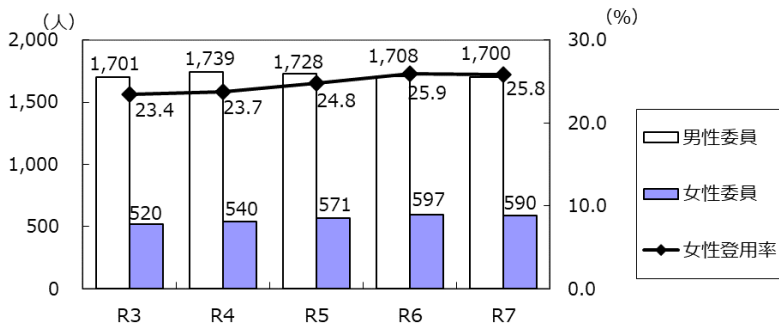
前計画における各施策の取組状況や令和 6 年(2024 年)度実施した「桐生市男女共同参画市民意識調査」の結果や社会状況等をもとに、本計画にて特に注力して取り組むべき課題を抽出しました。

(1) あらゆる分野における女性の参画促進

桐生市では、市の審議会などで女性の登用を進めてきましたが、令和 7 年(2025 年)4 月時点の女性委員の割合は 25.8%でした。令和 7 年度(2025 年度)末までの目標「30%」には届いていません。地域でも、区長や自治会長などの役職に女性の参画は十分とはいえません。特に災害時には、多様な視点が必要で、男女共同参画の観点を防災・復興に取り入れるためにも、地域での女性の活躍はとて重要で。

また、意識調査では、政治の場で「男性が優遇されている」と感じる人が 68.6%、「女性が優遇されている」と感じる人は 0.3%でした。多くの方が、まだ男女平等が実現していないと捉えています。

市の審議会等附属機関における委員数と女性登用率



国は、指導的地位に占める女性の割合を 2020 年代のできるだけ早い時期に 30%程度とし、その先も取組を続け、2030 年代には性別にとらわれず誰もが活躍できる社会を目指しています。桐生市もこの方向性に沿い、審議会や地域の役職など、あらゆる場面で女性の参画を一層進める必要があります。

(2) 固定的性別役割分担意識の解消

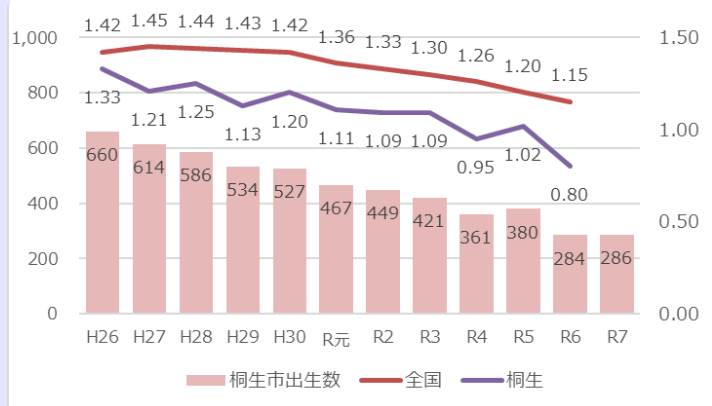
桐生市の人口は昭和 50 年(1975 年)をピークに減少し、令和 6 年(2024 年)5 月 1 日時点で 10 万人を下回りました。特に 15 歳～39 歳の若い世代の市外流出が目立ち、若い女性の転出は出生率の低下にも直結し、令和 4 年(2022 年)の合計特殊出生率は 0.95 と、初めて 1 を下回りました。婚姻数もこの 10 年でほぼ半減しています。背景には、職場・家庭・地域で根強い「男女の役割はこうあるべき」という固定的な意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があると指摘されています。これは女性に家事・育児・介護の負担や賃金格差を生み、男性にも過重労働や健康悪化、生活の質の低下をもたらします。

意識調査では、社会全体で「男性が優遇されている」と感じる人が 64.2%、「女性優遇」は 4.6%にとどまり、平等が実感しにくい現状が明らかになりました。

少子高齢化と人口減少が進む今、地域の活力を守るには、女性や若者が力を発揮できる環境づくりが不可欠です。

固定的な性別役割や不平等を見直して、誰もが希望に応じて学び、働き、地域で活躍できる社会をみなさん一人ひとりの理解と行動でつくっていく必要があります。

桐生市の出生数と合計特殊出生率



群馬県の人口動態統計概況(確定数)、桐生市人口動態

基本目標

桐生市の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて以下 3 つの基本目標を設定します。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた整備
- II あらゆる分野における男女共同参画推進
- III 安全安心に暮らせるまちづくり

体系図

基本理念	基本目標	施策の方向	施策目標	
男女共同参画社会の実現	I 男女共同参画社会の実現に向けた整備	1 男女共同参画を進める意識の醸成	1) 男女共同参画の理解浸透	
			2) 人権を尊重する意識の醸成	
			3) 性別にとらわれない意識づくり	
		2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成	
			2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進	
			3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の促進	
	II あらゆる分野における男女共同参画推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1) 行政分野における女性の参画拡大	女性活躍推進法推進計画
			2) 事業所や地域活動等における女性の参画拡大	
		2 「仕事と生活の調和」とウェルビーイング(多様な幸せ)向上の実現	1) 多様かつ柔軟な働き方の促進と就労支援	
			2) 男女共同の家事・育児・介護の促進のための環境整備	
			3) 仕事と生活の両立支援	
	III 安全安心に暮らせるまちづくり	1 あらゆる暴力の根絶	1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶のための基盤づくり	DV防止法基本計画
			2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	
			3) 子どもや高齢者、障がい者に対する暴力の根絶に向けた対策の推進	
		2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化	女性支援新法基本計画
2) 防災の現場における女性の参画拡大				
3 生涯にわたる健康づくり支援		1) さまざまな世代への健康管理支援		
		2) スポーツ分野における男女共同参画の推進		
4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり		1) 困難な問題を抱える人への支援		
		2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備		
		3) 障がい者等が安心して暮らすための環境整備		
	4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備			

目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた整備

全ての人々が男女共同参画についての理解を一層推し進め、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」の解消を進めるとともに、自ら取り組むだけでなく協力して、より一層の整備が進められるように支援します。

施策の方向 1 男女共同参画を進める意識の醸成

施策目標 1) 男女共同参画の理解浸透

- (1) 男女共同参画に関する学習機会の提供
- (2) 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進

施策目標 2) 人権を尊重する意識の醸成

- (1) 人権に関する学習機会の提供
- (2) 人権に関する広報や啓発活動の推進

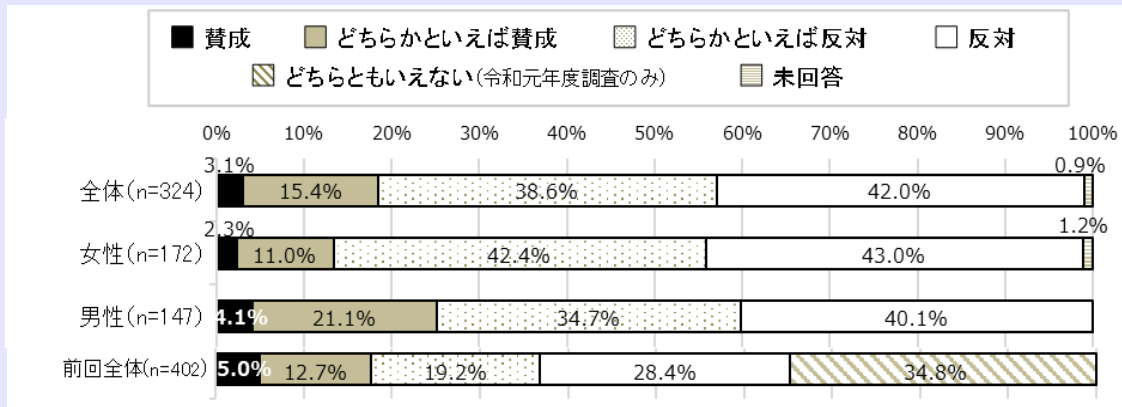
施策目標 3) 性別にとらわれない意識づくり

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 市職員に対する研修等の充実

市民の皆さんの取組

- ◆ 家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう
- ◆ セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう
- ◆ 無意識のうちに女性、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ等の人に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう

【「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛否】



「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますかという問いに対して、全体では、『賛成』(『どちらかといえば賛成』を合わせ)と回答した人の割合は 18.5%で、『反対』(『どちらかといえば反対』を合わせ)と回答した人の割合は 80.6%でした。

※ 令和元年(2019年)度調査(以下「前回調査」)では『どちらともいえない』と回答した人の割合が 34.8%でしたが、今回の調査では『どちらともいえない』の選択肢がなくなったため、多くが『反対』の回答に流れたと思われます。

桐生市男女共同参画市民意識調査(令和6年)

施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策目標 1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

- (1) 男女平等・相互理解教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進
- (3) 教職員に対する研修の実施

施策目標 2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

- (1) 家庭教育学級の充実
- (2) 「学校・保護者連絡アプリ」の活用による教育に関する情報提供の推進
- (3) 子ども対象や親子参加型講座の充実
- (4) 家庭における男女共同参画の学習機会の提供

施策目標 3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の促進

- (1) 生涯学習の充実と地域活動への参画促進
- (2) 子どもと高齢者との交流の促進

市民の皆さんの取組

- ◆ 無意識のうちに「男らしさ、女らしさ」といった枠に子どもたちを当てはめていないか確認してみましょう
- ◆ 男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう
- ◆ 自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加してみましょう

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推

社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進してきましたが、なお一層の推進を図るための整備を進めます。また、男女がともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りつつ、さまざまな分野において活躍していけるよう、多様かつ柔軟な働き方の促進や、育児・介護の支援体制の充実を図り、ウェルビーイング(多様な幸せ)^{※1}の向上を目指します。

※1：ウェルビーイングについて確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念。ここでは国の第6次計画に合わせて(多様な幸せ)と表現している。50ページの用語解説参照

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策目標1) 行政分野における女性の参画拡大

- (1) 市の審議会等附属機関における女性登用推進
- (2) 女性人材リストの充実と登録者の行政参画促進
- (3) 市における女性管理職の登用推進
- (4) 学校における女性管理職の登用推進

施策目標2) 事業所や地域活動等における女性の参画拡大

- (1) 事業所における女性活躍の促進
- (2) 農業分野における方針決定過程への女性参画の促進
- (3) 自治会等における方針決定過程への女性参画の促進
- (4) 観光・地域文化振興等への女性参画の促進

市民の皆さんの取組

- ◆ 自治会・町会などの活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょう

事業所の皆さんの取組

- ◆ 管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょう

各種団体の皆さんの取組

- ◆ 団体活動において、男女双方の意見が反映されているか見直してみましょう

施策の方向2 「仕事と生活の調和」とウェルビーイング(多様な幸せ)向上の実現

施策目標1) 多様かつ柔軟な働き方の促進と就労支援

- (1) 働き方の見直しの促進
- (2) 就労やキャリアアップのための支援
- (3) チャレンジする女性起業家への支援

施策目標3) 仕事と生活の両立支援

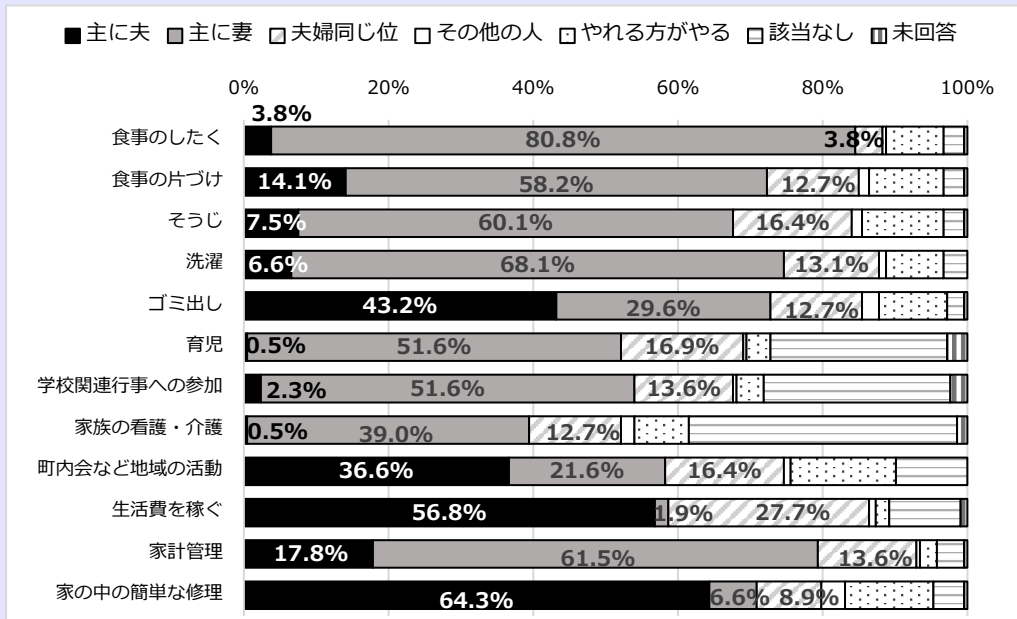
- (1) こども家庭センター機能の充実
- (2) 一時預かり保育や子育てサロン等の充実
- (3) 放課後児童の健全育成と子どもの居場所づくり
- (4) 介護に関わる相談体制の充実

施策目標2) 男女共同の家事・育児・介護の促進のための環境整備

- (1) 育児・介護休業等の取得促進とハラスメントの防止
- (2) 男性の家事・育児参画促進
- (3) 中高生を対象とした育児体験の推進

【家庭における役割分担】

※現在結婚し、夫婦が同居している人のみ回答(事実婚含む)



「食事のしたく」については8割以上、「そうじ」、「洗たく」、「家計管理」については6割以上の方が『主に妻』と回答しました。一方で「生活費を稼ぐ」、「家の中の簡単な修理」については約6割の人が『主に夫』と回答しました。

桐生市男女共同参画市民意識調査(令和6年)

目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全安心に暮らせる環境づくりのため、社会的弱者への暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、地域防災体制への女性の直接的な参画や弱者への配慮を含め、体制の更なる強化に取り組みます。また、誰もが健康で、自立して社会に参画していくための支援体制の更なる充実を図ります。

施策の方向 1 あらゆる暴力の根絶

施策目標 1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- (1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶に向けた啓発
- (2) 若年層に対する性暴力等の被害の予防と拡大防止

施策目標 2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- (1) DV 相談体制の充実と相談窓口の周知の徹底
- (2) DV の防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化

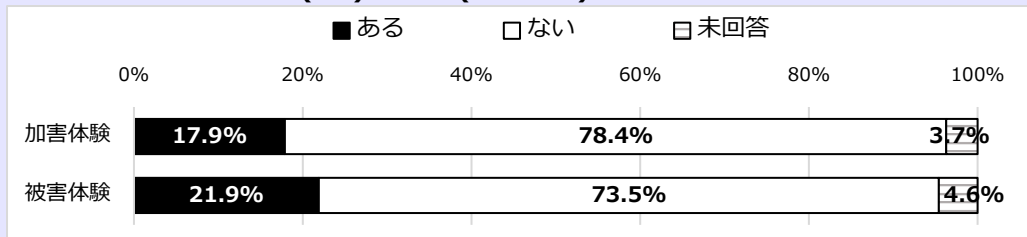
施策目標 3) 子どもや高齢者、障がい者に対する暴力の根絶に向けた対策の推進

- (1) 児童相談所、警察等との連携強化
- (2) 子どもや保護者等に対する情報モラルの啓発とネット見守り活動の推進
- (3) 高齢者や障がい者に対する虐待防止に向けた啓発の推進

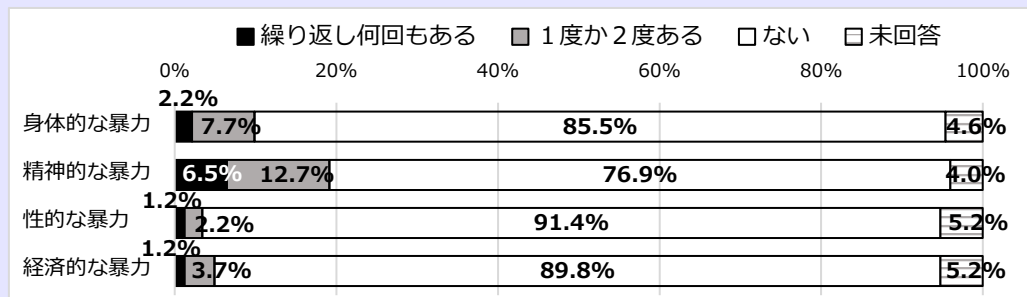
市民の皆さんの取組

- ◆ DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう
- ◆ 身近な人がDV等の被害にあったときは、警察や関係機関等への相談を促しましょう
- ◆ 「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに児童相談所等へ相談しましょう

【配偶者間等の男女間の暴力(DV)の経験】(複数回答)



これまでに、夫や妻、パートナーなどの親しい関係の相手に、「身体的な暴力」、「精神的な暴力」、「性的な暴力」、「経済的な暴力」を1度でもふったこと(加害経験)がある、または受けたこと(被害経験)があるかを集計したところ、加害経験があると回答した人の割合は17.9%、被害経験があると回答した人の割合は21.9%となりました。



暴力を受けたことが『ある』(『繰り返し何回もある』と『1度か2度』の計)と回答した人の割合は、「精神的な暴力」が一番高く19.2%、次いで「身体的な暴力」が9.9%となりました。

桐生市男女共同参画市民意識調査(令和6年)

施策の方向 2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

施策目標 1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化

- (1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進
- (2) 防災会議における女性委員の登用推進

施策目標 2) 防災の現場における女性の参画拡大

- (1) 消防団への女性参画推進と婦人消防隊の充実
- (2) 女性消防吏員の職域拡大及び採用推進
- (3) 災害対応研修への女性参画の促進

市民の皆さんの取組

- ◆ 地域防災に関心を持ち、地域で行われる防災訓練や出前講座等の活動に積極的に参加してみよう

各種団体の皆さんの取組

- ◆ 女性や子ども、避難に支援が必要な人等、さまざまな人に地域の防災活動に参加してもらい、地域防災力を高めよう

施策の方向 3 生涯にわたる健康づくり支援

施策目標 1) さまざまな世代への健康管理支援

- (1) 健康教育・講座等の充実
- (2) 健康診査や各種がん検診の受診促進
- (3) 乳幼児や妊産婦等への健康支援の実施
- (4) 性に関する適切な教育の実施

施策目標 2) スポーツ分野における男女共同参画の推進

- (1) スポーツイベントや教室等の充実
- (2) 多様な人がスポーツ活動に参画するための環境整備

市民の皆さんの取組

- ◆ 自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう
- ◆ 地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう

各種団体の皆さんの取組

- ◆ 多様な意見を大切にし、さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組みましょう

施策の方向 4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

施策目標 1) 困難な問題を抱える人への支援

- (1) 困難な問題を抱える女性などの相談体制の充実と相談窓口の周知の徹底
- (2) 困難な問題を抱える人への支援体制の強化
- (3) 困難な問題を抱える人への包括的な自立支援

施策目標 2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備

- (1) 高齢者相談・各種ケアマネジメントの充実
- (2) 安定的な介護サービスの普及促進

施策目標 3) 障がい者等が安心して暮らすための環境整備

- (1) 障がい者の相談・意思疎通支援
- (2) 障がい者への福祉サービスの充実

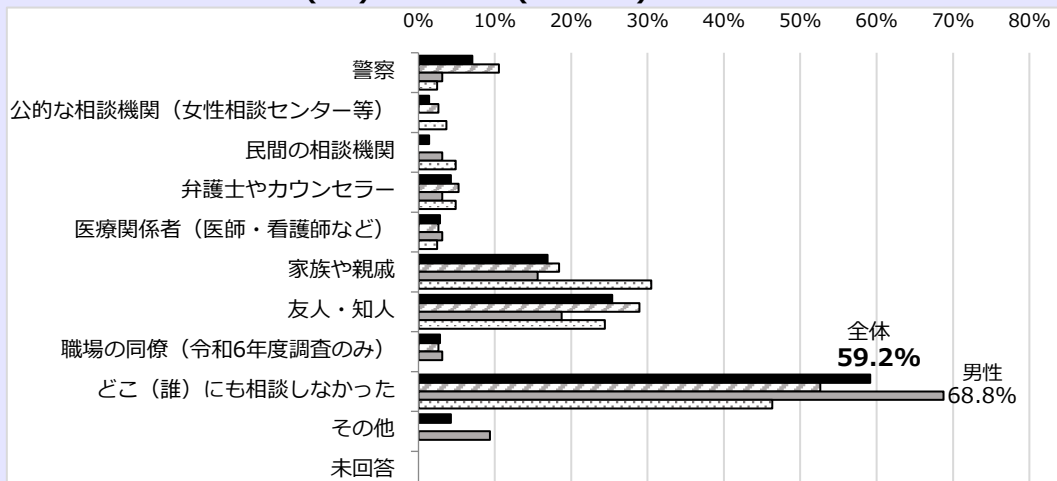
施策目標 4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

- (1) 在住外国人への情報提供や相談体制の充実
- (2) 在住外国人への日本語学習支援

市民の皆さんの取組

- ◆ 生活における不安や困りごとについて、一人で抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう
- ◆ 地域のボランティア活動や交流会等に積極的に参加し、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組みましょう
- ◆ 外国人住民が地域に溶け込めるよう、日常的なコミュニケーションを心がけましょう

【配偶者間等の男女間の暴力(DV)の相談状況】(複数回答)



DVを受けた人が、どこに相談したかをたずねたところ『どこにも相談しなかった』と回答した人の割合が全体で59.2%と最も高い結果となりました。また、どこにも相談しなかった理由をたずねたところ、『相談するほどでもなかったから』と回答した人の割合が最も高く、次いで『自分が我慢すればいいと思ったから』と回答した人の割合が高い結果となりました。

桐生市男女共同参画市民意識調査(令和6年)

殴る蹴るなど身体的な暴力だけでなく、無視や怒鳴るなどの精神的な暴力や性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力などもDVです。男性が被害者になることもあります。ひとりで悩まずに相談してください。

桐生市は、DV被害者に限らず、生活にお困りの方やひとり親家庭などのさまざまな困難を抱える方の不安の解消や自立に向けて、どこに相談しても一人ひとりの状況や希望に合わせた総合的・包括的な支援につながる体制を整えます。



桐生市ホームページ
【DV相談窓口】

指標一覧

	指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	担当課
基本 目 標 Ⅰ	「男女共同参画社会基本法」の認知度 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	55.9%	80.0% 以上	地域づくり課
	社会全体で男女が「平等である」と感じると回答した人の割合(桐生市男女共同参画市民意識調査)	20.1%	30.0% 以上	地域づくり課
	「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に賛同しない人の割合(桐生市男女共同参画市民意識調査)	80.6%	90.0% 以上	地域づくり課
基本 目 標 Ⅱ	男女が活躍できるまちだと感じる人の割合 (「市民の声」アンケート)	17.8% (令和 7 年度)	30.0% 以上	地域づくり課
	市の審議会等附属機関における女性委員の割合	25.8% (令和 7 年度)	30.0% 以上	地域づくり課
	人材養成講座を受講した女性の人数(年間)	26 人/年	50 人/年 以上	商工振興課
	ママ&パパ教室参加世帯における父親の受講率	81.3%	90.0% 以上	子育て相談課
基本 目 標 Ⅲ	DV をふるったこと(加害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	17.9%	着実に減少し、0を 目指す	地域づくり課
	DV を受けたこと(被害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	21.9%	着実に減少し、 10%以下を目指す	地域づくり課
	DV を受けた際に誰にも相談しなかった人の割合 ^{※2} (桐生市男女共同参画市民意識調査)	59.2%	30.0% 以下	地域づくり課
	地域や自主防災組織において実施する、 防災に関する各種研修への女性参加率	0	30.0% 以上	防災・危機 管理課
	特定健康診査の受診率 ^{※3}	38.6% (令和 5 年度)	60.0% 以上	健康地域 医療課
	堀マラソン大会参加者数	5,812 人	8,000 人 以上	スポーツ・文化 振興課
	桐生市国際交流協会が実施する外国人 向けの日本語教室参加者数(年間のべ人数)	1,164 人/年	1,500 人/年 以上	地域づくり課

※2：現状値は令和 6 年度の市民意識調査で「DV を受けたこと(被害体験)がある」と回答した人(71 人)のうち、「誰にも相談しなかった」と回答した人(42 人)の割合。目標値は仮に令和 12 年度の「DV を受けたことがある」人が現状と同様に 71 人だった場合に「誰にも相談しなかった」人の割合として算出しています。ただし、計画実行にあたっては、「DV を受けたことがある」人を減らすとともに相談につなげ、「誰にも相談しなかった」人を減らすことで目標達成を目指します。

※3：生活習慣病の原因であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査(国保受診者)

推進体制

桐生市男女共同参画推進協議会

各種団体からの推薦や公募等の委員からなる協議会を設置し、計画の進行状況や重要事項等について協議を行います。

桐生市男女共同参画庁内推進会議

施策を総合的かつ計画的に推進するために設置し、関係各課との連絡調整や情報の共有化を行うとともに、男女共同参画に関する職員の共通理解の促進及び庁内の環境整備に努めます。

市民・事業所・各種団体との連携

市民や事業所、各種団体等が、それぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、積極的に計画の周知を行うとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

計画の進行管理

各事業の実施状況を毎年度評価し、協議会で報告します。協議会からの意見等は、各課へフィードバックを行い、事業の進め方や目標等を見直したうえ、PDCA サイクルを回しながら、計画の着実な進行を図ります。

